

平成22年12月15日

厚生労働大臣 細川 律夫 様

全国町村会長

藤原 忠彦

出産育児一時金に係る国庫補助について

仄聞するところによると、現在進められている平成23年度政府予算編成において、出産育児一時金の平成21年10月に増額された4万円分について、現在2分の1ある国庫補助を、来年度は半額とし、再来年度はなくす方針とのことである。

そもそも、平成21年10月の4万円増額は、出産における安心を保証するという国の方針により緊急の少子化対策として実施されたものであり、増額分は本来国が全額負担すべきものだったものを、平成22年度までの暫定措置として、その2分の1を国保保険者である市町村に負担転嫁したものである。

その上、この度4万円増額を恒久化するのに伴い、地方と何ら協議することなく国庫補助をなくすことは信義に反するものである。

しかも、現在の出産育児一時金の額の妥当性の検証もなされておらず、今後平均出産費用が増高した場合の増額のルールも定められていない中での今回の方針は、将来に亘って地方へ負担のみを押し付けようとするものであり、容認できるものではない。

については、来年度は少なくとも現在の2分の1の国庫補助を継続した上で、その後の方針は地方と十分協議を行った上で決定するよう強く申し入れる。